

法廷内の手錠・腰縄は許されるか？

～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～

#### 第4部 パネルディスカッション冒頭

里見佳香（当時 新潟大学非常勤講師）

資料11（レジュメ）の「I 国際法と刑事被告人の人権、無罪推定原則」というお話から進めてまいります。

ご存知のとおり、「国際法」とは「2国以上の間において文書により取り結ぶ合意」、とりわけ既存の法にしたがった合意のことを指します。条約適用のルールについて定める条約法条約というものがありますが、この条約法条約はその前文で、「合意は守られなければならない」という原則を確認しています。本原則はいわば国際法の公理でありまして、つまり国際法主体間、たとえば主権国家間の合意法たる国際法が拘束力を持つことの根拠を示しております。

また、効力を生じた条約はかかる基本原理にしたがって当事国を拘束し、当事国はこれを誠実に履行する義務を負います。さらに条約義務を免れる根拠として自国の国内法を援用しえないことは、条約法条約27条が定めており、国際判例でも十分確立しているといえます。つまり、日本は自らを取り結んだ条約を遵守する法的義務を負うわけです。

条約に対する一般的受容体制をとる日本におきましては、条約は批准、公布されればすべて国内的効力をもちます。「批准」とは、日本がこれから結ぼうとする条約の内容に拘束されることに最終的に合意することを指し、具体的には内閣が行い、国会が承認する手続きです。批准後の条約は日本の国法体系においては日本国憲法の下位、法律の上位に位置すると考えられております。憲法・条約・法律という順番になるかと思われれます。すなわち条約とは、憲法のコントロールを受けつつ、法律に優位する地位を与えられ、適用される法のことを指します。

本日の主要なテーマとなっております無罪推定の原則については、日本法が定めるものと国際法が定めるものがあります。両者の基本的な理解に違いはありません。しかし強いて言うならば、細かい理解には多少の差異がみとめられるかと存じます。

まず、国際法には無罪推定を定める明文規定が存在するのに比して、国内法にはそれが無い、はっきり書かれていないということです。後述します自由権規約14条2項が定めるような無罪推定原則は、日本の法文上直接的な表現としては見当たりませんが、日本の無罪推定原則は日本国憲法31条が保障する「適正手続」に内在するものと理解されており、憲法を根拠として刑事訴訟法などで活かされております。

次に、国際法は広義の無罪推定を、国内法は狭義の無罪推定を定める性格が強いという差異があげられます。すでに先生方がお話になったとおり、国内法に言う無罪推定とは、具体的には刑事訴訟法336条などが示す刑事裁判における立証責任の所在を示す原則であり、

「検察官が被告人の有罪を証明しない限り、被告人に無罪判決が下される」、つまり「被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない」という意味で用いられることがほとんどです。言い換えますと、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を表明するような運用が主流となっています。

これに対して、国際人権法にいう「無罪推定」とは広義の無罪推定原則、すなわち有罪判決が確定するまでは「何人も」犯罪者として取り扱われず、したがってそのような法的地位にある者として取り扱われるという権利を有することを意味することが多いように思います。後述します自由権規約14条2項をはじめとして欧州人権条約等の主要な人権条約は、無罪推定の権利の主体、すなわち主人公を「刑事上の罪に問われているすべての者」としており、これは刑事被告人だけでなくその前段階である被疑者をも含みます。すなわち、国際法に言う無罪推定の対象は「人」の性格が強く、無辜の市民一般にまで広げて想定されている要素が強いのです。その意味では両者に差異はあるかと考えております。

次に、「II 日本の手錠・腰縄制度に関連し得る国際法規」をご覧ください。日本における刑事被告人の手錠・腰縄問題に関連し、対応しうる国際人権規範について考えてみたいと思います。

これには多数あるのですが、まず条約以外の国際文書で、被拘禁者の権利やその処遇に関してとりきめたものをご紹介します。たとえば「被拘禁者処遇最低基準規則」や「被拘禁者保護原則」等がこれにあたり、いずれも国連が採択した文書です。時間の関係ですべてをご紹介しますことはできませんが、被拘禁者処遇最低基準規則などは非拘束的文書ではあるものの、現在においては慣習国際法となっているという学説もあります。基本的に批准などの手続きを行った国だけに適用される条約とは異なり、慣習国際法はすべての国家に普遍的に適用される国際法の法源でありますので、それに該当するといえるかどうかはさておき、具体的な国際ルールをみておくことには意義があることでしょう。

内容を一部紹介させていただきます。

被拘禁者処遇最低基準規則は1955年に国連で採択されたものですが、最近2015年5月に改訂されまして、さらに内容が拡充され、故ネルソン・マンデラ氏に敬意を表して通称「マンデラ・ルール」と呼ばれるに至っております。このうち、特に規則48、49を読ませていただきます。

#### 規則48（拘束具）

1. 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a) 拘束具は、制限されない動きによって生じる危険に対処する、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。

(b) 拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならない。

(c) 拘束具は、必要な時間のみに用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。

#### 規則49（拘束具）

刑事施設当局は、拘束具を科す必要性を回避し、あるいは、拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し、かつ、こうした技術を用いる訓練を提供すべきである。

これらのルールを読みましても、刑事被告人に対する手錠・腰縄措置が、単に合法であるだけでは足りず、非常に限定的な状況下においてのみ、例外的に許されるべき措置であることは明らかです。日本の現行制度が上記ルールに沿ったものかどうか再考する必要があるでしょう。

次に、拘束力のある条約で関連するものをみていきます。

これには、1966年に国連で採択され、1976年に効力発生した多数国間条約「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、日本では通称「B規約」と呼ばれることもあります、本報告では以降、「自由権規約」と呼ばさせていただきます。これが主となると思われます。被拘禁者処遇最低基準規則のちょうど11年後になります。同じ国連のイニシアティブで作られた法であり、規範としての流れをくむものと言えるでしょう。日本は1979年6月に批准書を寄託し、同年9月21日に国内で発効しております。規約と名付けられておりますが、実態は条約です。条約の内容は取りきめられるだけでなく、実際に履行されねば意味をなしません。この自由権規約を実施するための専門機関として設置された委員会のことを以降「自由権規約委員会」と呼ばさせていただきます。7条以降をご覧ください。条文は抜粋です。

#### 7条 拷問又は残虐な刑の禁止：

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。

前述しました被拘禁者処遇最低基準規則47第1項の条文も示すとおりで、手錠・腰縄措置は規約7条のうち「品位を傷つける取扱い」に該当する可能性があります。これは、同文の規定を持つ欧州人権条約も述べておりますとおり、人の地位、立場、名声または人格を貶める行為であって、それが一定の程度に達するときには規約7条が禁ずる「品位を傷つける取扱い」となります。すなわち、国家が行う裁判の過程においてそのような行為が認められたときは、規約に違反します。純粋に精神的な苦痛の「品位を傷つける取扱い」となり得ますから、刑事被告人本人が手錠・腰縄措置により受けた精神的苦痛という観点からの考慮が必要です。

さらに1点付加させていただきますと、自由権規約委員会は過去、通報番号107事件において、「娘の失踪によって引き起こされた苦悩とストレス」を根拠に、その母親についても7条違反の被害者たり得ることを認めたことがあります。このことを考えますと、たとえば、子や配偶者が法的にはいまだ無罪であるにもかかわらず手錠・腰縄姿を衆目に晒さざるを得なかった場合、これが本人の人権を侵害するだけでなく、子や配偶者のそのような姿にショックを受け、苦悩とストレスを負うこととなった親または一方配偶者などにつきましても7条違反、とくに「品位を傷つける取扱い」が認定される可能性がございます。

さて、本シンポジウムのメインテーマであります「無罪推定の原則」を考えますと、未決被拘禁者は拘禁されていないときの社会生活と可能なかぎり近接した生活条件を保障されなければならない、その権利は最大限に守られるべきこととなります。

自由権規約10条は、「自由を奪われる者及び被告人の取扱い」として、まず1項で「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」として一般原則を定めております。この規定自体は、基本的には受刑者の外部交通権の制限などで問題にされることが多いのですが、本シンポジウムのテーマとしましては10条2項(a)との組合せで使えそうです。

#### 自由権規約10条2項(a)

被告人は、例外的な事情がある場合を除くほか有罪の判決を受けた者とは分離されるものとし、有罪の判決を受けていない者としての地位に相応する別箇の取扱いを受ける。

この2項は、被告人の無罪推定の権利を処遇の面で確保する規定であります。Nowakによりますと、本項は正式に告発を受けた者だけでなく、身体を拘束された被疑者・被告人すべてに適用される規定です。実際、自由権規約委員会は一般的意見（一般的な性格を持つ意見というそのままの内容です。拘束力はないのですが、委員会による規約の解釈指針を示すものという意味で重要性をもつものです。）、この一般的意見21において、本規定が有罪とされるまでは無罪の推定を受ける権利を享有する、これらの人々すべての地位を強調するものであると述べております。10条2項(a)の「分離」とは、物理的に異なる場所に置かれるだけでなく、法的地位の差異に基づき相応に取り扱われるという実際上の処遇を受ける権利をも含んでおります。

これをふまえ、次に14条をご覧ください。

#### 自由権規約14条1項

すべての者は裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。

これは被告人の公正な裁判を受ける権利を規定するものです。

自由権規約14条2項

刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、  
無罪と推定される権利を有する。

この2項は、無罪の推定を受ける権利を規定するものです。

自由権規約委員会は、一般的意見13において以下の通り述べております。「この14条2項の無罪推定は、裁判官に対する義務規定にとどまらず、すべての公的機関に対して裁判の結果に予断を与えることを慎む義務を課す」と。すなわち、裁判官や裁判員はいかなる場合も先入観を持たないよう求められております。

同様に、2007年に出された一般的意見32によりますと、刑事被告人は審理中または法廷に連れていかれるとき、通常は手足を拘束されたり檻に入れられたりしない状態であらねばならないと、なぜならばそういう措置がなされておりますと、刑事被告人本人がまるで危険な犯罪者に見え、審理の結果に予断を与えるからであると、委員会は言っております。

以上、主に条文解釈に解する委員会実行について述べてまいりました。

刑事被告人の手錠・腰縄措置に類推し得る、最近の条約実行の例としましては、2005年の通報番号1405、Pustovoit 対ウクライナ事件がございます。これは、ウクライナの最高裁判所での公判中、刑事被告人が金属製の檻に入れられた上で、さらに後ろ手で手錠をかけられていたという事実について、規約7条の「品位を傷つける取扱い」および14条「公正な裁判を受ける権利」の違反が認められたものです。自由権規約委員会によりますと、該措置は、裁判所の規律を守り保安上の要請を満たすために必要なものであったとはいえ、またウクライナは当時本人の尊厳に両立しうるような他の代替手段がなかったことも証明できなかったと述べました。そのような意味で7条違反が認定されたわけですが、一方、本人が最高裁判所における審問の間だけでなく、裁判記録謄本の検討中にも手錠をかけられていたのですが、この事実についても14条3項(b)にいう「人が防御の準備のために十分な便益を与えられる権利」が侵されたという意味で、14条3項(b)違反が認定され、14条1項が求める公正な審理に影響する、「品位を傷つける取扱い」があったという意味で、14条1項に関連した7条違反がまた認定されております。公判中における手錠および檻に入れられる措置、入檻事例ということで、厳密に日本の制度に当てはめることはできませんが、1つの示唆としてお話をさせていただきます。

これまでに示しましたとおり、無罪推定の原則は、単に証拠法上のルールとしてのみ捉えられるのではなく、被疑者・被告人の法的地位、それを反映した刑事手続の在り方を包括的に示す原則として理解されるべきです。現在、少なくとも国際法上はそのような解釈が行わ

れており、締約国に対し履行することが求められております。

最後に、まとめとして、国際法・国際人権法の観点から日本の手錠・腰縄制度をどう考えるかということについてお話させていただきます。

未決被拘禁者に対して科し得る権利制約につきましては、その法的地位から考えますに、たとえば居住・移転、外国移住、職業選択の自由等の権利に関する制約があるかと思われまます。これらの拘禁目的から直接的・内在的に生ずる制限が認められる場合をのぞき、被拘禁者は市民として、第一義的に憲法、さらに国際法上・法律上の権利を保障され、その他の制約は、法律に基づき、拘禁目的を達成するために必要最小限度でのみ許されることとなります。そのためには拘禁目的を阻害する現実的危険が具体的根拠に基づいて認められなければならない、さらに、実際に制約を課す場合は、最も制限的でない措置が選択されなければなりません。このような権利制約の一般的原理が承認され、適正に運用されてこそ、未決被拘禁者は「拘禁された市民」としての法的地位を実質的に保障されることになるのです。

達成されるべき目的とそのためにとられる手段としての権利・利益の制約との間には均衡が要請されるわけですが、これを手錠・腰縄制度に置き換え、個人的な意見を述べます。本来、真に厳密な逃走防止が目的であるならば、入廷・退廷時のみならず、公判中も手錠・腰縄を解いてはならないはずですが、しかし、刑事訴訟法287条1項では、公判廷で被告の身体を拘束してはならないと定められ、裁判官が出席して開廷、公開されている状態では手錠腰縄はできないと解釈されています。保安上の要請と、無罪推定の原則が折り合っているようにみえますが、その着地点が奇妙な結果を生み出しているように思えます。

有罪が確定するまでは無罪ということですから、法的には完全にシロであるはずの刑事被告人に対し、「3センチ以上ゆとりをもたせずに」なすという現行の手錠・腰縄の措置には、みせしめ、懲罰的な意味合いがにじんでいるのは明らかに思えます。起訴後99%以上が有罪になる日本の司法において、今も適用され続ける手錠・腰縄措置には、「お白洲裁判」効果といいますか、そのような状態で傍聴人などの前に晒される刑事被告人の尊厳や名誉感情・人格を傷つけ、かの人を心理的に委縮させる効果がみとめられるのではないのでしょうか。すなわち、手錠・腰縄制度は、無罪推定を有名無実化するような影響を及ぼし得るという意味で、過剰な制約となり得ます。裁判員だけでなく、裁判官、傍聴人の面前でも刑事被告人の手錠・腰縄状態が晒されないことを確保すべきです。「拷問等の禁止」そして「公正な裁判の確保」は、「法の支配」の中心的要素となります。「法の支配」とは、単に法治主義を指すものではありません。つまり、手続的に適正であるだけでなく、適法によるコントロールを指します。無罪推定の大原則を侵し得る、可視的な手錠・腰縄制度の運用は、国際法の観点からみても、再考され、そして、改められるべきであると考えております。

「尚当日の講演は以下の参考文献を使用し行いました。御礼を表します」

参考文献：『ワークアウト国際人権法』、中阪恵美子、徳川信治他編訳、東信堂、2010年  
『刑事手続きと刑事拘禁』、葛野尋之、現代人文社、2007年